

リチウムイオン電池の廃棄にはご注意ください！ — 間違った捨て方が大きな火災や事故に —

資源リサイクルセンターにおいて、不燃ごみの選別作業中に焦げ付いたリチウムイオン電池を発見しました。幸い、周りに引火しませんでした。大きな火災や事故につながる可能性があります。リチウムイオン電池は、中身に可燃性の液体が使われ、収集や分別作業などで押しつぶされた際に発火する可能性があるため、廃棄には特に注意が必要です。

事故を防ぐため、電子機器や電気製品などを廃棄する際は、リチウムイオン電池だけでなく、全ての電池について取り外していただくよう、分別のご協力をお願いします。なお、取り外し方法は、製品の取扱説明書、メーカーや店舗への問い合わせなどでご確認ください。また、電池の種類ごとに処分方法が異なりますのでご注意ください（左記参照）。

種類	処分方法
リチウムイオン電池 ・デジタルカメラやスマートフォンなどに使われている	電気店などに設置している回収箱 (テープなどで絶縁処理が必要)
ボタン電池 ・小さめで、厚みがある ・補聴器などに使われている	
コイン電池 ・大きめで、薄い ・腕時計などに使われている	資源ごみ拠点集積所 (テープなどで絶縁処理が必要)
乾電池	資源ごみ拠点集積所・スーパーなどの回収箱

問合せ 資源リサイクルセンター ☎35-1244



↑ デジタルカメラのリチウムイオン電池

↓ 焦げ付いたリチウムイオン電池

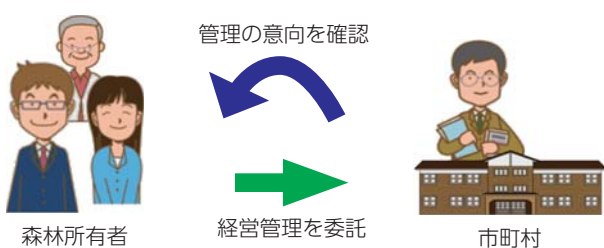


森林所有者の皆さまへ

森林経営管理制度が始まっています

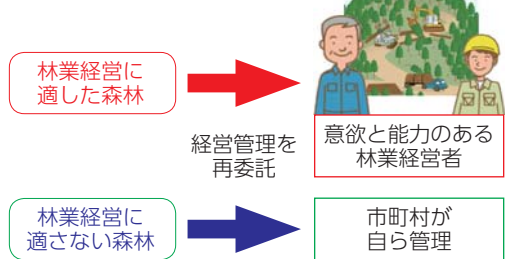
～所有される森林の適切な管理責任が明確化されました～

森林の適切な経営や管理が行われないと、土砂災害の防止や水源かん養などへ影響を及ぼすことが懸念されます。このため平成31年4月から「森林経営管理制度」がスタートし、森林の適切な経営や管理を進めることとなりました。



森林経営管理制度とは

この制度は、森林所有者に適切な時期に、伐採・造林・保育を行う「責任」が明確化され、森林所有者自らが森林の経営管理をすることが求められています。経営管理することができない場合には市町村がその委託を受け、林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託し、再委託できない森林などは、市町村が管理を行います。



今後の進め方について

- ① 経営管理が行われていない森林の調査を実施
- ② 未整備の人工林を中心とする森林の所有者や境界を調査
- ③ 森林所有者へ森林の経営管理に対する意向を調査
- ④ ③の結果を踏まえ、森林所有者が市へ経営管理を委託して、市は森林管理を林業経営者に再委託、または市が管理を行います。

森林が適切に経営管理されていない場合、森林所有者の皆さんに意向調査をしますので、ご理解ご協力をお願いします。

森林経営管理制度導入による効果

- ① 木材産業の活性化
管理をされずに放置されていた人工林が活用され、良質な木材が生産される。
- ② 市民生活や環境を守る
森林を適切に管理することにより、土砂災害防止や二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止を図ることができる。
- ③ 森林所有者の安心
森林管理に市町村が関わることにより、長期的に安心して森林管理を行うことができる。

問合せ 林務課 ☎35-3143
森林経営管理制度については 林野庁ホームページ



森林経営管理法 検索